



令和2年7月31日（金）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
新産業・エネルギー振興課	成長産業係	鎌倉 光利	内線 2991 直通 058-272-8835 FAX 058-278-2653

「岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金」 の募集開始のお知らせ

県では、新型コロナウイルス感染症と共生する「新たな日常」に向け、県内モノづくり企業等が新たな需要に対応するヘルスケア産業製品等^(※1)の生産設備（金型）、分析・評価機器等の導入に要する経費の一部を支援する「岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金」を創設しました。

このたび、同補助金の募集を開始しますので、お知らせします。

(※1) 医療、福祉（介護）、健康（医薬品（保健機能食品を含む））分野に関する産業製品等

記

1 補助金の概要

(1) 補助対象事業者

県内モノづくり企業等

営利の目的をもって事業を営み、県内に本社又は事業所を有する法人又は個人
(県内の税務署長に開業の届出を行う者に限る。)

(2) 補助対象事業及び補助対象経費

コロナ社会における新たなニーズを踏まえ、県内モノづくり企業等のシーズを活かした、ヘルスケア産業分野への新ビジネス展開を目指す、ヘルスケア産業製品等の生産設備（金型）、分析・評価機器等の導入に要する経費

※ 補助対象経費：2, 000千円以上（※大企業：10, 000千円以上）

(3) 補助対象期間（補助事業の実施期間）

令和2年4月1日（水）～ 令和3年2月26日（金）

※ 上記期間内に、ヘルスケア産業製品等の生産設備（金型）、分析・評価機器等の発注、納品及び支払いを完了

(4) 補助率

補助対象経費の3/4以内（※大企業：2/3以内）

(5) 補助金限度額

60, 000千円

※ 補助金申請額は、千円未満を切り捨てた金額とする

※ 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする

※ 国補助事業等との併用申請する場合、「国補助対象経費」と「自己負担経費（補助対象経費）」が、2, 000千円（大企業：10, 000千円）以上であること

2 募集期間

令和2年7月31日（金） ～ 9月11日（金） 17時 必着

3 申込方法（手続き）

補助金交付申請書に必要書類を添付し、上記2募集期間内に下記申込先へ提出ください。
なお、募集要領や各種様式等の詳細については、以下の岐阜県公式ホームページをご確認ください。

＜岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金＞

トップ ＞ 県政情報 ＞ 県の概要 ＞ 組織案内 ＞ 商工労働部

＞ 新産業・エネルギー振興課

＞ 岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金の募集

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/shoko-rodo/shinsangyou/health.html>

4 お申込み・お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課 成長産業係

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号（庁舎12階）

TEL：058-272-1111（内線：2991）

FAX：058-278-2653

E-mail：c11353@pref.gifu.lg.jp